

庄内空港脱炭素化推進協議会 設置規約

令和6年10月22日制定

(目的)

第1条 庄内空港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、庄内空港において、同法第24条第1項において規定する空港脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施、その他庄内空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

空港法

（空港脱炭素化推進協議会）

第二十六条 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「空港脱炭素化推進協議会」という。）を組織することができる。

（国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等）

第二十四条 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の推進を図るための計画（以下「空港脱炭素化推進計画」という。）を作成することができる。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項

航空法

（空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め）

第三百十一条の二の十 認定航空運送事業者は、空港法第二十六条第一項に規定する空港脱炭素化推進協議会（当該認定航空運送事業者を構成員とするものに限る。）に対し、認定航空運送事業脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を行うことを求めることができる。

(協議会の運営)

第3条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、山形県庄内空港事務所長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会の議決の方法は、構成員の3分の2以上で決するものとする。
- 6 協議会における協議は、自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会の構成は、別表に掲げる者とする。

- 2 構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）の追加等は、事務局が決定する。
- 3 協議会の構成員等は、本設置規約の遵守について承諾する。

(反社会的勢力の排除)

第5条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員等の統制下にあるもの、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員等の統制下にあるものは協議会の構成員等となることができない。

- 2 前項に該当しない者であっても、反社会的勢力と関係がある者及び関係があると疑われる者は協議会の構成員等となることができない。

(構成員等の除名)

第6条 会長は、構成員等が協議会の目的、本設置規約又は決議に反する行為もしくは協議会の運営に支障を及ぼす行為等を行った場合、当該構成員等を協議会構成員等から除名することができる。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、web 会議ツールを用いたオンライン会議または書面により協議を行うこととする。
- 3 会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。

(協議会への協力)

第8条 協議会の構成員等は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港管理者に積極的に協力する。

(議事録)

第9条 協議会の議事については、議事概要を作成する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を山形県県土整備部空港港湾課及び庄内空港事務所に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 事務局は、協議会の名称及び構成員等の氏名又は名称並びに協議会における協議事項について公表する。また、その方法については、庄内空港事務所ホームページあるいはその他の適切な方法とし、速やかに公表する。

4 協議会資料は、議事次第及び議事概要を原則として公表することとし、それ以外の配布資料の公表については、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が判断する。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員等は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第12条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員等はその協議の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第13条 本設置規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議の上、定める。

附 則

1. 本設置規約は令和6年10月22日から施行する
2. 令和7年12月24日改正

(別 表)

庄内空港脱炭素化推進協議会

構 成 員
庄内空港ビル株式会社
全日本空輸株式会社 庄内空港所
株式会社庄交コーポレーション
株式会社 ENEOS スカイサービス 庄内空港所
一般社団法人山形県バス協会
一般社団法人山形県ハイヤー協会
庄内空港レンタカー協議会
国土交通省東京航空局 脱炭素化推進室
気象庁仙台管区气象台総務部 業務課
山形県県土整備部 空港港湾課
山形県庄内空港事務所
オブザーバー
東北電力株式会社 山形支店
株式会社やまがた新電力
山形県みらい企画創造部 総合交通政策課
山形県環境エネルギー部 環境企画課
酒田市市民部 環境衛生課
鶴岡市市民部 環境政策課
事 務 局
山形県県土整備部 空港港湾課
山形県庄内空港事務所